

始良市農業委員会総会議事録（８月）

1. 開催日時 平成30年8月31日（金） 午後1時30分～3時15分
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室

農業委員 出席委員（19人）

1 番	松元 信道	1 1 番	内村 洋昭
2 番	森 洋一	1 2 番	西 泰行
3 番	岩元 律子	1 3 番	堂前 澄男
4 番	野元 幸雄	1 4 番	今村 逸子
5 番	夏田 恒	1 5 番	内飩 達也
6 番	今西 馨	1 6 番	松尾 博好
7 番	本村 正一	1 7 番	瀬尾 幹男
8 番	坂元 廣幸	1 8 番	市蘭 由美子
9 番	小長野 誠	1 9 番	米迫 慎二
1 0 番	川島 兼次		

欠席委員 なし

農地利用最適化推進委員 出席委員（12人）

1 番	池端 隆志	7 番	白尾 親昭
2 番	新屋敷 幸一	8 番	牧野田 隆平
3 番	中村 政芳	9 番	大重 孝司
4 番	柳迫 勝美	1 0 番	上福元 克己
5 番	犬童 博子	1 1 番	松元 健一
6 番	宇都 和義	1 2 番	湯脇 博信

欠席委員 なし

3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第 1 号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について
4. 議案第 2 号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
5. 議案第 3 号 農地転用事業計画変更申請について
6. 議案第 4 号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
7. 議案第 5 号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
8. 議案第 6 号 非農地証明願について
9. 議案第 7 号 農地あっせん申出（借受希望）について

10. 議案第 8 号 農地中間管理事業にかかる農地利用集積計画（貸借）の意見決定について
11. 農地あっせんの経過報告
12. 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告
13. その他

4. 農業委員会事務局職員

事務局長
補佐兼振興係長
振興係主査
農地係長
農地係参事補
農地係主任主査
加治木農林水産係長
始良農林水産係長

	始良市農業委員会総会議事録（平成30年8月） （大会議室に全員着席）
事務局長	姿勢を正してください。 一同礼。 〔1. 総会の通告〕
議 長	ただいまから、平成30年度第5回始良市農業委員会総会を開会いたします。 ただいまの出席農業委員は19名中、19名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
	_____ 会務報告 _____
議 長	それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。
事務局	資料により説明
	_____ 議事録署名委員の指名 _____
議 長	議事日程に入ります。 それでは、日程第1、議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
委 員	『異議なし』
議 長	それでは、17番委員、18番委員にお願いいたします。
	_____ 会議書記の指名 _____
議 長	つぎに、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の〇〇補佐と〇〇係長を指名いたします。 これからの議案の審議では、農業委員会法第31条の規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。 なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把

議 長 事務局 議 長 委 員 議 長 委 員 議 長	握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしくお願いいたします。 _____ 議案第 1 号 _____ それでは、日程第 3、議案第 1 号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について議題に供します。 1 番から 7 番について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 1 号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてご説明いたします。総会資料は、1 ページでございます。こちらは、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地の利用権の設定です。農業委員会にて審査決定後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。 公告日は 8 月 31 日、契約の始期は 9 月 1 日をそれぞれ予定いたしております。 契約年数につきましては、1 年間で 1 件、3 年間で 1 件、5 年間で 4 件、10 年間で 1 件で、合計 7 件となっております。面積につきましては、合計 15,957 m²となっております。 農用地利用集積計画（貸借）の内容につきましては、総会資料の 2 ページから 3 ページにございますので、ご確認いただきたいと思います。 なお、総会資料の 2 ページ 5 番から 7 番が 14 番委員の関連する議案となっております。 こちらにつきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定、議事参与の制限に基づき、議案の採決に参加できませんので、よろしくお願いいたします。 以上、第 1 号議案の説明を終わります。 それでは、1 番から 4 番までについて一括して質疑に入ります。 ただいまの事務局からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。 [質問、意見なし] それではお諮りいたします。 議案第 1 号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定の 1 番から 4 番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。 [賛成多数] 賛成多数により、議案第 1 号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定の 1 番から 4 番までについては、原案のとおり決定いたしました。
--	---

		なお、議案第1号5番から7番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。 5番から7番の関係者、14番委員の退席をお願いします。
	委 員	(14番委員退席)
議 長		それでは、5番から7番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	委 員	「質疑・意見なし」
議 長		それではお諮りいたします。議案第1号5番から7番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員	〔賛成多数〕
議 長		賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定の5番から7番については原案のとおり決定いたしました。 14番委員は着席してください。
	委 員	(14番委員着席)
		————— 議案第2号 —————
議 長		次に、日程第4、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。 1番から2番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は、4ページでございます。今月の申請件数につきましては、2件となっております。 先般、各担当委員におきまして事前調査がなされ、現地調査報告書の1ページから2ページに調査書がございますので、ご審議の参考としてください。 それでは、1番につきましてご説明いたします。 譲受人、蒲生町米丸在住の〇〇。譲渡人、鹿児島市在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町米丸字宮田〇〇番〇 田2,105㎡です。以上で1番の説明を終わります。
議 長		ただいまの説明に関連して、10番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。

	委員 10番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。平成30年8月19日譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人は、すでに11.2haの水田で水稻を作っています。今回を合わせると11.4haになります。労力は、奥さんと2人です。忙しい時期は娘さん夫婦と長男が手伝いにきています。機械類は、コンバイン、トラクター2台、田植え機、いずれも大型機械です。その他、2tトラック、軽トラを所有しています。申請地は、長年譲渡人が利用権で耕作していました。譲渡人が高齢になり、どうしても買ってほしいと要望されたそうです。 当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次の2番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、2番につきましてご説明いたします。 譲受人、永瀬在住の〇〇。譲渡人、愛知県小牧市在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、永瀬字早田尻〇〇番 田 777㎡です。以上で2番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、4番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	4番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。平成30年8月19日譲受人宅を訪問し、ご主人と一緒に面談し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人と譲渡人は、親戚ではなく他人ですが、何十年来、譲渡人が他県にいる関係で、ずっと管理をまかされており、無償贈与となりました。ご主人も熱心な方で、畦の草もきれいに刈ってあり、管理がよくいきとどいていました。以前は〇〇さんへ貸していましたが、草ぼうぼうで木もはえて、荒地になっていました。昨年ちょうど利用権がきたので、自分で耕作することにしたそうです。機械類は、田植え機、トラクターがあり、刈取は外注されるそうです。非常に熱心にされているという感じがしました。 当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定の1番から2番について、一括して質疑に入ります。 質疑のある方は挙手をお願いします。
委員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それではお諮りいたします。 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定の1番から

委員	2番については、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
議長	[賛成多数] 賛成多数により、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定の1番から2番については、原案のとおり決定いたしました。
	————— 議案第3号 —————
議長	つぎに、日程第5、議案第3号農地転用事業計画変更申請について議題に供します。 1番から3番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第3号農地転用事業計画変更申請についてご説明申し上げます。 1番についてご説明申し上げます。 変更前の申請人が、鹿児島市の〇〇株式会社代表取締役〇〇。土地の所在は、三拾町字櫻木〇〇番 田 960㎡、〇〇番 田 337㎡、〇〇番 田 480㎡、〇〇番 田 332㎡、〇〇番 田 811㎡、合計5筆の2,920㎡です。当初の許可は、平成29年5月8日付けの5条許可で、転用目的は太陽光発電所でした。変更後の申請人は、同一です。土地の所在は、三拾町字櫻木〇〇番 田 960の内56㎡、〇〇番 田 337の内98㎡、〇〇番 田 480の内77㎡、〇〇番 田 332の内87㎡、〇〇番 田 811の内160㎡、合計5筆の478㎡です。転用目的は、公衆用道路です。理由は、道幅が2m以下のところもあり、工事及び管理のため、道路の拡幅が必要になったためです。議案第4号2番と関連があります。以上です。
議長	ただいまの説明に関連して、5番委員に、議案第4号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての2番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	5番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、始良西部森林組合から北に約200mの位置です。被害防除の現況は、東が転用地、西が里道、南が市道、北が転用地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。

議 長	次の2番について事務局の説明を求めます。
事務局	2番についてご説明申し上げます。 変更前の申請人が、始良市の〇〇株式会社代表取締役〇〇。土地の所在は、西餅田字上今別府〇〇番〇 畑 409㎡です。当初の許可は、平成30年6月7日付けの5条許可で、転用目的は宅地造成でした。変更後の申請人は、西餅田在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字上今別府〇〇番〇 畑 409㎡の内140㎡です。転用目的は、貸駐車場です。理由は、事業継承者は申請地を取得し、貸駐車場に利用するためです。議案第5号7番と関連があります。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、7番委員に、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての7番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	7番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、松原なぎさ小学校から南西に約350mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が畑、南が市道、北が畑です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次の3番について事務局の説明を求めます。
事務局	3番についてご説明申し上げます。 変更前の申請人が、始良市の〇〇株式会社代表取締役〇〇。土地の所在は、西餅田字上今別府〇〇番〇 畑 409㎡です。当初の許可は、平成30年6月7日付けの5条許可で、転用目的は宅地造成でした。変更後の申請人は、同一です。土地の所在は西餅田字上今別府〇〇番〇 畑 409の内291㎡です。転用目的は、宅地造成です。理由は、議案第5号6番の申請地と一体利用（4区画造成）するのに当初の事業計画とおり遂行できなくなったためです。議案第4号4番と関連があります。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、7番委員に、議案第4号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての4番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	7番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、松原なぎさ小学校から南西に約350mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が畑、南が畑、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。

議 長 委 員	条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。 これより、議案第3号農地転用事業計画変更申請について、1番から3番について、一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。 「質疑・意見なし」
議 長 委 員	それではお諮りいたします。 議案第3号農地転用事業計画変更申請について、1番から3番について、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。 [賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第3号農地転用事業計画変更申請についての1番から3番について、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。 ————— 議案第4号 —————
議 長 事務局	次に、日程第6、議案第4号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。 1番から4番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。 議案第4号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてご説明申し上げます。 1番についてご説明申し上げます。 申請人は、鹿児島市在住の〇〇。土地の所在は、脇元字橋ノ口〇〇番〇 畑 32㎡です。農地区分は、都市計画内の用途が近隣商業地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。転用目的は、公衆用道路です。申請理由は、畑として使用していないため、公衆用道路にしたいためです。資金は工事終了のため不要、土地改良区等はない。始末書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。追認のため県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。補足してご説明申し上げます。始良市では事業を施行する場合に施行同意を受けて所有権の移転を行ってから工事をし、工事完了後に地目変更登記をするという手続きをふんでいますが、合併前にこちらは、施行同意を受けて工事を実施し、完了後に所有権と分筆、地目変更の登記をする事例もあったということで、その時点で未相続農地であったそうで、残っていた

議 長	ものと思われます。申請地の今後につきましては、所有権は不要ということで、市への譲渡を進めるということです。以上です。 ただいまの説明に関連して、８番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	８番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第３種農地で問題なし。申請地の位置は、ニシムタ始良店から西に約５ｍの位置です。被害防除の現況は、東が水路、西が里道、南が里道、北が里道です。申請実現の確実性は、転用済みのため確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次の２番について事務局の説明を求めます。 事務局 ２番についてご説明申し上げます。 申請人は、鹿児島市の〇〇株式会社代表取締役〇〇。土地の所在は、三拾町字櫻木〇〇番 田 ９６０の内５６㎡、〇〇番 田 ３３７㎡の内９８㎡、〇〇番 田 ４８０の内７７㎡、〇〇番 田 ３３２の内８７㎡、〇〇番 田 ８１１の内１６０㎡、合計５筆の４７８㎡です。農地区分は、土地改良事業なし、農地の広がり１０ha未満ですので、第２種農地と判断されます。 転用目的は、公衆用道路です。申請理由は、現在の里道用地が２ｍ以下の箇所もあり、工事及び管理用に道を拡幅するためです。資金は他事業と同一施行のため不要です。土地改良区等はなし。議案第３号１番と関連があります。以上です。
議 長	本案件については、議案第３号１番で、５番委員から報告済でありますので補足説明については、省略いたします。 次の３番について事務局の説明を求めます。 事務局 ３番についてご説明申し上げます。 申請人は、加治木町反土在住の〇〇。土地の所在は、加治木町小山田字鍋〇〇番〇 田 ４８３㎡、〇〇番〇 田 ２２２㎡、〇〇番 田 ６０１㎡です。合計３筆の１，３０６㎡です。農地区分は、土地改良事業なし、農地の広がり１０ha未満ですので、第２種農地と判断されます。 転用目的は、太陽光発電所です。申請理由は、太陽光発電事業に適しているためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等はなし。被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、８番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員	8番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、竜門小学校から北に約600mの位置です。被害防除の現況は、東が水路、西が市道と荒地、南が河川、北が市道と水路です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議長	次の4番について事務局の説明を求めます。
事務局	4番についてご説明申し上げます。 申請人は、始良市の〇〇株式会社代表取締役〇〇。土地の所在は、西餅田字上今別府〇〇番〇 畑 409の内291㎡です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種低層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は、宅地造成です。申請理由は、宅地分譲（4区画）に利用するためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。議案第3号3番と関連があります。議案第5号6番と一体利用し、全事業面積は914㎡です。以上です。
議長	本案件については、議案第3号3番で、7番委員から報告済でありますので補足説明については、省略いたします。 これより、議案第4号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定の1番から4番について、質疑に入ります。 質疑のある方は挙手をお願いします。 2番委員。
委員	2番委員です。教えてください。4番について、同地番409㎡を議案第3号2番で140㎡と3番で291㎡にしている、22㎡多い。実測してみたら多かったということですか。
議長	事務局。
事務局	そうです。そのため分筆登記後は、こちらの面積になります。
議長	他にございませんか。
委員	「質疑・意見なし」
議長	それではお諮りいたします。 議案第4号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定の1番から4番について、原案のとおり意見決定及び許可決定することに賛成の委

		員は挙手をお願いします。
	委 員	[賛成多数]
議 長		賛成多数により、議案第4号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定の1番から4番について、原案のとおり意見の決定及び許可が決定いたしました。なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件については意見聴取いたします。
		————— 議案第5号 —————
議 長		次に、日程第7、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。 1番から13番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてご説明申し上げます。 1番についてご説明申し上げます。 借人、鹿児島市在住の〇〇。貸人、加治木町木田在住の〇〇。土地の所在は、寺師字北迫〇〇番 田 1,241㎡です。権利内容は、使用貸借権です。農地区分は、土地改良事業なし、農地の広がり10ha未満ですので、第2種農地と判断されます。 転用目的は、太陽光発電所です。申請理由は、利用していないので、太陽光発電をしたいためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長		ただいまの説明に関連して、5番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委 員	5番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、寺師公民館から東に約400mの位置です。被害防除の現況は、東が田、西が宅地と雑種地、南が畑と雑種地、北が田です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項は、排水路確保です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長		次の2番について事務局の説明を求めます。
	事務局	2番についてご説明申し上げます。

議 長 委 員	譲受人、西餅田在住の〇〇。譲渡人、鹿児島市在住の〇〇。土地の所在は、平松字西中原〇〇番〇 畑 569の内297㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種低層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は、一般住宅1棟の建築面積129.18㎡です。申請理由は、現在借家で手狭なため、実家に近い申請地に住宅を建築したいためです。資金は自己資金と融資で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。 ただいまの説明に関連して、1番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 1番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、重富地区公民館から東に約200mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が畑、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明及び融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長 事務局	次の3番について事務局の説明を求めます。 3番についてご説明申し上げます。 譲受人、西餅田在住の〇〇。譲渡人、熊本県宇土市在住の〇〇。土地の所在は、松原町一丁目〇〇番〇 畑 314㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種中高層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は、一般住宅1棟の建築面積117.59㎡です。申請理由は、現在アパート暮らしのため、申請地を購入して自宅を新築したいためです。資金は自己資金と融資で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、8番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 8番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、松原なぎさ小学校から北東に約5mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が市道、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明と融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。

議 長 事務局	次の4番について事務局の説明を求めます。 4番についてご説明申し上げます。 借人、西餅田在住の〇〇。貸人、霧島市在住の〇〇。土地の所在は、東餅田字願成寺〇〇番〇 畑 271㎡です。権利内容は使用貸借権です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は、一般住宅1棟の建築面積100.20㎡です。申請理由は、土地は義母より借りて、自己の永住用家屋を建築するためです。資金は融資で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、9番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 9番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、始良公民館から北東に約300mの位置です。被害防除の現況は、東が墓地、西が市道、南が宅地、北が畑です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長 事務局	次の5番について事務局の説明を求めます。 5番についてご説明申し上げます。 譲受人、始良市の〇〇株式会社代表取締役〇〇。譲渡人、和歌山市在住の〇〇。土地の所在は、松原三丁目〇〇番〇 畑 384㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種中高層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は、宅地造成です。申請理由は、申請地を取得して宅地分譲（1区画）として利用するためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、8番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 8番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、松原なぎさ小学校から北東に約450mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立

議 長	地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長 事務局	次の6番について事務局の説明を求めます。 6番についてご説明申し上げます。 譲受人、始良市の〇〇株式会社代表取締役〇〇。譲渡人は2名で、西餅田在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字上今別府〇〇番〇 畑 363の内226㎡です。譲渡人、大阪市在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字上今別府〇〇番〇 畑 397㎡です。合計2筆の623㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種低層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は、宅地造成です。申請理由は、申請地を取得して宅地分譲（4区画）として利用するためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。議案第4号4番と一体利用し、全事業面積は914㎡です。以上です。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、7番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 7番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、松原なぎさ小学校から南西に約350mの位置です。被害防除の現況は、東が畑、西が宅地、南が市道、北が畑と宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長 事務局	次の7番について事務局の説明を求めます。 7番についてご説明申し上げます。 譲受人、西餅田在住の〇〇。譲渡人、始良市の〇〇株式会社代表取締役〇〇。土地の所在は、西餅田字上今別府〇〇番〇 畑 409の内140㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種低層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は、貸駐車場です。申請理由は、老後の生活設計を考慮し、申請地を取得して貸駐車場に利用するためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。議案第3号2番と関連があります。以上です。
議 長	本案件については、議案第3号2番で、7番委員から報告済でありま

事務局	すので補足説明については、省略いたします。 次の８番について事務局の説明を求めます。 ８番についてご説明申し上げます。 譲受人、池島町在住の〇〇。譲渡人、池島町在住の〇〇。土地の所在は、池島町〇〇番〇 畑 １９７㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種中高層住居専用地域内にある農地ですので、第３種農地と判断されます。 転用目的は、一般住宅の敷地拡張です。申請理由は、駐車スペースを確保するため、申請地を利用し敷地拡張をしたいためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。〇〇番〇 宅地 １９６．００㎡と一体利用し、全事業面積は３９３．００㎡です。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、１番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
事務局	１番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第３種農地で問題なし。申請地の位置は、池島町自治公民館から北西に約１４７ｍの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が宅地、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実です。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次の９番について事務局の説明を求めます。
事務局	９番についてご説明申し上げます。 譲受人、西餅田在住の〇〇、他１名。譲渡人、宮島町在住の〇〇。土地の所在は、宮島町〇〇番〇 田 ２１２㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第二種住居地域内にある農地ですので、第３種農地と判断されます。 転用目的は一般住宅１棟の建築面積８９．４３㎡です。申請理由は、申請地に居宅を新築し、生活の安定を図りたいためです。資金は融資で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。〇〇番〇 宅地 ９６．５９㎡と一体利用し、全事業面積は３０８．５９㎡です。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、５番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	５番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第３種農地で問題なし。申請地の位置は、建昌小学校から南西に約３００ｍ

議 長	の位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が市道と宅地、南が宅地と市道、北が宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
事務局	次の１０番について事務局の説明を求めます。 １０番についてご説明申し上げます。 譲受人、蒲生町北在住の〇〇。譲渡人、蒲生町北在住の〇〇。土地の所在は、蒲生町北字寺倉〇〇番〇 畑 ８６０の内４９９㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、土地改良事業なし、農地の広がり１０ｈａ以上ですので、第１種農地と判断されます。 転用目的は一般住宅１棟の建築面積１１７．５９㎡です。申請理由は、自己の用に供する住宅を建築したいためです。資金は融資で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。第１種農地ですので県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、１１番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	１１番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第１種農地であるが、第１種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当するため問題なし。申請地の位置は、楠田神社から北に約１５０ｍの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が畑と宅地、南が宅地と道路、北が宅地と県道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次の議案に入る前に休憩といたします。 (休憩) 時間になりましたので、議事を再開したいと思います。 次の１１番について事務局の説明を求めます。
事務局	１１番についてご説明申し上げます。 譲受人、西餅田在住の〇〇。譲渡人、西餅田在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字月形〇〇番〇 田 ２２７の内２１６㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種住居地域内にある農地ですので、第３種農地と判断されます。 転用目的は駐車場です。申請理由は、申請地に店舗のための駐車場を

議 長	整備し、収入を得て自己の生活の安定を図るためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書の添付があります。議案第5号12番13番と〇〇番〇他3筆 宅地 493.84㎡と一体利用し、全事業面積は1,516.58㎡です。以上です。 ただいまの説明に関連して、9番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	9番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、桜島サービスエリアから南西に約100mの位置です。被害防除の現況は、東が転用地、西が転用地、南が転用地、北が市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次の12番について事務局の説明を求めます。
事務局	12番についてご説明申し上げます。 譲受人、西餅田在住の〇〇。譲渡人、西餅田在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字月形〇〇番〇 畑 5.74㎡、〇〇番〇 田 104㎡、〇〇番〇 田 59㎡、合計3筆の168.74㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は駐車場です。申請理由は、申請地に店舗のための駐車場を整備し、収入を得て自己の生活の安定を図るためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書の添付があります。議案第5号11番13番と〇〇番〇他3筆 宅地 493.84㎡と一体利用し、全事業面積は1,516.58㎡です。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、9番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	9番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、桜島サービスエリアから南西に約100mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が転用地、南が転用地、北が市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次の13番について事務局の説明を求めます。

	事務局 13番についてご説明申し上げます。 借人、始良市の有限会社〇〇取締役〇〇。貸人、西餅田在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字大橋〇〇番〇 田 51㎡、〇〇番〇 畑 129㎡、〇〇番〇 畑 197の内111㎡、〇〇番〇 畑 218の内178㎡、〇〇番〇 田 169㎡、合計5筆の638㎡です。権利内容は使用貸借権です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は店舗2棟の建築面積209.69㎡です。申請理由は、申請地に店舗を建築し、事業の安定を図るためです。資金は融資で対応し、土地改良区の意見書の添付があります。議案第5号11番12番と〇〇番〇他3筆 宅地 493.84㎡と一体利用し、全事業面積は1,516.58㎡です。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、9番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委 員 9番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、桜島サービスエリアから南西に約100mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が転用地、南が宅地、北が転用地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	調査員の皆さん、ご苦労様でした。 これより、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定の1番から13番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	委 員 「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定の1番から13番までについて、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員 [賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定の1番から13番について、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件については意見聴取いたします。

議案第 6 号	
議 長	次に、日程第 8、議案第 6 号非農地証明願について議題に供します。 1 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 6 号非農地証明願についてご説明申し上げます。 1 番についてご説明申し上げます。 申請人、霧島市在住の〇〇。所有者、霧島市在住の〇〇、他 1 名。土地の所在は、平松字狩川〇〇番〇 畑 3. 9 7 m²、〇〇番〇 畑 9 2 m²、合計 2 筆の 9 5. 9 7 m²です。農地区分は、都市計画内の用途が工業地域内にある農地ですので、第 3 種農地と判断されます。変更年月日は昭和 4 6 年 4 月です。現況は宅地です。申請理由は、昭和 4 6 年から始良市平松〇〇の宅地の一部として使っていたためです。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、1 番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	1 番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第 3 種農地です。申請地の位置は、イケダパンから南東に約 4 0 0 m の位置です。現況は、申請のとおり宅地となってから、約 4 7 年程度たっていると認められる。周囲の現況は、東が道路、西が道路、南が道路、北が宅地です。非農地として認定するやむを得ない理由は、宅地の一部となつて 4 7 年たっており、やむを得ないものと認める。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、現地調査委員としましては承認意見であります。以上です。
議 長	これより、議案第 6 号非農地証明願の 1 番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それではお諮りいたします。議案第 6 号非農地証明願の 1 番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	[賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第 6 号非農地証明願の 1 番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。
議案第 7 号	
議 長	次に、日程第 9、議案第 7 号農地あっせん申出（借受希望）について議題に供します。

	事務局	1 番について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 7 号農地あっせん申出（借受希望）についてご説明いたします。総会資料は、13 ページでございます。今月の申請につきましては、1 件となっております。参考資料につきましては、73 ページから 74 ページになりますので、ご審議の参考としてください。 それでは、1 番をご説明いたします。内容につきましては、借受です。申請者は、鹿児島市在住の〇〇。希望地区は、市内全域。希望面積は、2,000㎡の畑で、作物はサカキ・ヒバを予定しています。希望期間は 10 年。希望小作料は標準額となっております。 以上、議案第 7 号の説明を終わります。
議 長		これより、議案第 7 号 1 番について、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	委 員	「質疑・意見なし」
議 長		それではお諮りいたします。議案第 7 号農地あっせん申出（借受希望）の 1 番について、原案のとおり受理することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
	委 員	〔賛成多数〕
議 長		賛成多数により、議案第 7 号農地あっせん申出（借受希望）の 1 番については、原案のとおり受理することに決定いたしました。 次に、ただいま承認された議案第 7 号のあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。 各地区それぞれの委員の中から選出していただきたいと思います。 自薦他薦いずれでもよろしいです。
	委 員	「意見なし」
議 長		いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。 議案第 7 号農地あっせん申出（借受希望）についての、1 番については、11 番委員と 3 番推進委員にお願いしたいと思います。 事務局案でよろしいでしょうか。
	委 員	「はい」
議 長		それでは、担当になられた委員の方々は、よろしくお願いいたします。
		————— 議案第 8 号 —————

議 長	次に、日程第１０、議案第８号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について議題に供します。 事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第８号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、ご説明します。 本案件につきましては、議案第１号の農用地利用集積計画（貸借）の意見決定と同様ではございますが、農地中間管理事業により集積されたもので、借主が中間管理機構でするので別議案として上程いたします。 それでは、総会資料の１４ページをお開きください。 今回は、始期を平成３０年１０月１日から設定する募集期３期について、審議していただきます。 利用権を設定する者の氏名又は名称につきましては、１６ページから１９ページに各筆の明細が記載してありますのでご確認ください 利用権設定を受ける者の氏名又は名称については、公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 理事長 鎮寺 裕人です。本案件は、募集期が８月で、本市で配分計画案を作成した後に、機構が配分計画を策定したもので、本市農業委員会の決定を受け、市が公告し、県が配分計画を公告・認可することで効力が発生します。 今回、中間管理機構を借主として利用権の設定をしようとするものは、全体で８２件、申請面積は１０１，５８１㎡です。設定する期間は、５年が１４件、１０年が６８件です。 借換区分別集計と集積率につきまして、設定地域は、北山地区、木津志地区、蒲生町漆地区、北地区、米丸地区です。 まず、北山地区は、全体で１８筆の面積３０，６３７㎡。借換区分別は、新規が１筆、ＡｔｏＡが１７筆です。権利別は、使用貸借が２筆、賃貸借が１６筆となっております。期間別は５年が１筆、１０年が１７筆となっております。 次に、木津志地区につきましては、全体で５９筆の面積６１，６２５㎡。借換区分別は新規が２筆、ＡｔｏＡが５７筆。権利別は使用貸借が１０筆、賃貸借が４９筆となっております。期間別は５年が１３筆、１０年が４６筆となっております。 次に、蒲生町漆地区につきましては、全体で２筆の面積６，８６３㎡。借換区分別は、ＡｔｏＡのみ。権利別は、使用貸借が１筆、賃貸借が１筆です。期間別は全て１０年となっております。 次に、北地区につきましては、全体で２筆の面積１，８８１㎡。借換区分別は、新規のみ。権利別は、賃貸借のみ。期間別は全て１０年で表記しております。 最後に、米丸地区につきましては、１筆の面積５７５㎡。借換区分別は、新規。権利別は、賃貸借。期間別は１０年で表記しております。 なお、集計表中の総計欄下の注意書きに記してあるとおり、北地区と米丸地区の本申請地につきましては、平成２７年３期に機構が平成２８年２月１日より１０年間借受していた農地で、耕作者が変更になり、残

議 長 委 員 議 長 委 員 議 長 議 長 事務局 議 長 議 長	りの契約期間7年4月で設定するものです。 同ページ下の集積率をご覧ください。本年度、本市が候補地区に指定し、重点的に中間管理事業の推進を図っている地域の北山地区と木津志地区ですが、それぞれの集積率は、北山地区が92.65パーセント、木津志地区が55.94パーセントとなっております。 なお、今回の重点地域の木津志地区の区域面積及び申請面積に蒲生町漆地区の2筆も平成31年度採択予定の木津志地区の圃場整備の筆となっていることから、合算した面積となっておりますので、ご承知ください。 以上で、議案第8号の説明を終わります。 それでは、1番から82番について、一括して質疑に入ります。ただ今の事務局からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。 「質疑・意見なし」 それでは、お諮りいたします。 議案第8号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての1番から82番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。 〔賛成多数〕 賛成多数により、議案第8号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定については、原案のとおり決定いたしました。 ————— 農地あっせんの経過報告 ————— 次に、日程第11、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。 まず、事務局からの報告をお願いします。 それでは、農地あっせんの経過報告をいたします。今月の進展につきましては特にございませんでした。以上で報告を終わります。 あっせん委員から、何か報告等ございませんか。 それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。 ————— 農用地利用集積計画合意解約 ————— 次に、日程第12、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局の説明を求めます。
--	--

	事務局	それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告をいたします。 8月分は、1件が提出されております。 内容につきましては、別紙、合意解約（8月分）をのちほどご確認ください。以上で報告を終わります。
議 長		ただ今の事務局説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。
	委 員	「質問・意見なし」
議 長		それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。
		_____ その他 _____
議 長		それでは日程13、その他でございますが、委員の方から何かございませんか。 12番委員。
	委 員	○全国農業新聞の推進について報告。
議 長		他にございませんか。 それでは、以上で本日の議案の審議ならびに、報告事項はすべて終了いたしました。 事務局から何かありますか。
	事務局	○互助会監査について報告。 ○利用状況調査について説明。
議 長		他にございませんか。 1番委員。
	委 員	○互助会監査について報告。
議 長		他にございませんか。 それでは以上をもちまして、平成30年度第5回始良市農業委員会総会を閉会いたします。 〔閉会〕
	事務局長	姿勢を正してください。 一同礼。

議事録署名委員

署名委員

署名委員
